（別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　北海道及び苫小牧市から地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領及び苫小牧市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（1）全額返還

ア　地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ　地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）

ウ　転入日から３年未満で苫小牧市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満で苫小牧市市以外の市区町村に転出した場合

エ　在学中に交通費の申請を行う場合にあっては、地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

オ　在学中に交通費の申請を行う場合にあっては、地方就職支援金の申請日から１年以内に苫小牧市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に苫小牧市に住民票がある場合を除く）

（2）半額返還

転入日から３年以上５年以内に苫小牧市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に苫小牧市以外の市区町村に転出した場合